

平成25年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：平成25年7月31日（水） 午後1時30分から午後2時まで

○開催場所：木更津市水道部庁舎 1階会議室

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、成瀬敏郎

木更津市：木更津市副市長 服部善郎

総務部長 大野修治

（事務局） 総務部総務行革課 鎌田総務行革課長、山口副主幹、森田主事、岡部主事

○公開非公開の別：公開

○傍聴人の数：2人

○会議の内容

事務局（山口副主幹） お待たせいたしました。ただいまより、平成25年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。私は、進行を務めさせていただきます総務部総務行革課法規担当総括の山口でございます。よろしくお願ひいたします。はじめに、木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱状交付式を行います。水越市長から委嘱状を皆様へ交付するところでございますが、公務で不在のため服部副市長が代理して、委嘱状を交付させていただきます。皆様方には、自席にてお受け取りいただきたいと思っておりますので、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立くださるよう、お願ひいたします。

事務局（鎌田課長） それではお名前をお呼びいたします。鬼形むつ子様

副市長 委嘱状、鬼形むつ子様、木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します。委嘱期間は平成25年7月1日から平成27年6月31日までとします。平成25年7月1日 木更津市長 水越勇雄 よろしくお願ひいたします。

事務局（鎌田課長） 清水幸雄様

副市長 委嘱状、清水幸雄様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。

事務局（鎌田課長） 成瀬敏郎様

副市長 委嘱状、成瀬敏郎様、以下同文です。よろしくお願ひいたします。

事務局（山口副主幹） ありがとうございます。それでは本日ご欠席のご連絡をいただいている委員の方のご紹介をいたします。山田次郎弁護士は、今日は御都合によりご欠席の連絡を事前にいただいています。白石弁護士につきましては、前に御用があるとのことで、いらっしゃいましたらお席の方についていただきたいと思っております。続きまして、服部副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長 委員の皆様、こんにちは。本来であれば、水越市長からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日は所用により、あいにく、出席することができませんので、代わりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、大変お忙しい中、又お暑い中、情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、このたび、当審査会委員をお願ひいたしましたところ、快くお引き受け頂き、重ねて御礼を申し上げます。さて、個人情報保護法が、平成15年に制定され、10年を迎えようとしています。市民の個人情報に関する意識の高まりを受け、情報公開制度は広く利用され、市民に定着しているところでございます。本市におきましては、委員の皆様のご協力のもと、「情報基本条例」をはじめとする、各種条例について、適宜 条例改正を行いながら、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。個人情報の有用性につきましては、個人の権利・利益の保護と個人情報の有効な活用とのバランスをいかにして図っていくかが、これからの課題と認識しているところでございます。

最近では、東日本大震災の発生直後、多くの被災者が家族や友人の安否情報を得ることが困難な状況に陥るなど、避難者情報の的確な発信が求められる一方、相変わらず、個人情報の流出・紛失問題も報道されております。本審査会は、皆様、開示請求に対する、不服申し立てが行われた際、委員の皆様は審査をして頂く機関でございます。おかげさまで、現在のところ議題になるような案件は発生しておりませんが、今後も、引き続き、開示請求制度の運用につきましては、遺憾のないように取り組むとともに、情報を適切に取り扱い、もって、市民生活の向上に資するよう制度運用を計って参りたいと存じます。皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、本市における、適切な個人情報の取り扱い、また、情報公開の総合的な推進のため、ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局（山口副主幹） 申し訳ございませんが所要のため服部副市長退席させていただきます。

副市長 すいません。よろしくお願いいたします。

事務局（山口副主幹） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。では、部長からお願いできますか。

総務部長 総務部長の大野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（鎌田課長） 総務行革課長の鎌田でございます。本日はいろいろ不手際がございまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく総務行革課法規担当の山口と申します。よろしくお願いいたします。

同じく総務行革課法規担当の岡部と申します。よろしくお願いいたします。

同じく総務行革課法規担当の森田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（山口副主幹） 本審査会の会議は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審査会の委員定数は5名、本日出席委員現在まで3名ご出席となっており、委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議は成立いたしましたので報告します。次に、事務局よりお伺いいたします。今回の審査会は、不服申し立てによる審査が予定されておられませんので、会議公開条例に基づきまして、本審査会を公開することとしてよろしいでしょうか。

はい。ご異議ございませんので、本審査会を公開することといたします。それでは、議事に移ります。次第の「4 会長及び副会長の選出」でございます。木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められておりますが、現在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、大野総務部長に、仮議長をお願いしたいと存じます。大野総務部長、よろしくお願いいたします。

総務部長 会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本審査会の会長及び副会長は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により定める、とされております。委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長につきまして、如何でございましょうか。

鬼形委員 会長には、清水委員がいいのではないのでしょうか。

成瀬委員 賛成です。

総務部長 ただいま、会長に清水委員をとのお声がありましたが、いかがでございましょうか。

委員 異議なし

総務部長 異議なしとお声をいただきましたので、会長は清水委員をお願いしたいと存じます。それでは、会長から一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。

会長 清和大学の清水でございます。定年間際の身ですが、この審議会も審査会もできたらそろそろ代わって頂きたいと思っているんですけども、この2年間精一杯お引き受けさせていただきます。

情報公開・個人情報運用がうまくいって何事もないだろうとは、思っているんですけども引き受けさせていただきます。

総務部長 ありがとうございます。それでは、以後の議事進行につきましては、清水会長をお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。清水会長、よろしくお願いいたします。

会長 本審査会の会長を務めさせていただくことになりました、清水でございます。委員の皆様にはご協力の程、よろしくお願いたします。それでは、副会長について、お諮りいたします。いかがでしょうか。

成瀬委員 清水先生の方でやりやすいように、決めていただければと思います。

鬼形委員 副委員長には、欠席されている白石委員がいいのではないのでしょうか。

会長 後で、欠席されている白石先生に私のほうでお願いしておきます。どうしても事情がなければ、よいのですが。

委員 賛成です。

会長 では、会長及び副会長の選出につきましては以上でございます。もう1つの議題「5 その他」でございますが、事務局でなにかありますか。

事務局（森田） それでは、平成24年度の情報公開制度の施行状況及び個人情報保護制度の運用状況につきまして、報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの情報公開制度の施行状況です。4人の方から4件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが3件、教育委員会に対してのものが1件となっております。決定状況といたしましては、開示が4件でございます。情報公開の内容と処理状況につきましてはこの資料の3ページ目とおりでございます。建築計画概要書の開示が3件と最多でございます。

次に、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況です。4ページ目をご覧ください25人の方から25件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが25件となっております。決定状況としましては、開示が14件、部分開示が9件、不存在が4件でございます。不開示の理由の内訳としましては、個人に関する情報が8件、法人等に関する情報が2件でございます。特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、本人以外の個人の権利利益を侵すと認められるため不開示としたもの及び法人等又は事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるものでございます。個人情報保護制度の運用状況につきましては、本日お配りした資料のとおりでございます。

次に平成24年4月1日から平成25年3月31日までの会議公開制度の運用状況でございます。181件の会議の開催があり、そのうち174件が事前に公表を実施いたしました。実施機関別の内訳としましては、市長が144件、教育委員会が37件となっております。決定状況といたしましては、全部公開が59件、一部非公開が2件、非公開が120件となっております。特に介護保険認定審査会及び就学指導委員会は特定の個人が特定される又は特定され得ると認められるため非公開といたしております。以上でございます。

会長 質問いいですか。決定状況の3・4のところで、部分開示が9件、不開示がなし、不開示理由の内訳というのは、部分開示を言っているんだらうと思うんですが8件となっているんですが、それでよろしいんですか。

次のページをめくっていただくと部分開示の理由を言っているんだらうと思いますが、13条5項1号2号と言うのが、1号は9件あるとおもうんですが、8というのはどこから出てきたんですか。

要するに、3と4が1件合わないじゃないですか。

事務局（森田） 申し訳ございません。1件数え漏れがあり、個人に関する情報の不開示理由は9件が正しいということでございます。

会長 法人の件数は。

事務局（森田） 2件でございます。

会長 3番は違いますか。

事務局（森田） 3番は15条4項2号なので不存在ですね。6番と18番でございます。

会長 そうするとどういう訂正になるの。

事務局（森田） 個人情報の実施状況の3のところに数え間違いがあり、8件ではなく9件で、合計が11件です。

会長 ダブリがあるということね。こういう外に対しての数字は、数え間違いでは困るので確認してください。

事務局（山口副主幹） 大変申し訳ございませんでした。事務局からのご報告は以上でございます。

会長 白石先生がお見えになりましたが、先生は副会長をお引き受けいただけますか。

白石委員 はい。やらさせていただきます。

会長 それでは、資料を訂正していただくとして。

以上をもちまして、平成25年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成25年8月16日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長

清水幸雄